

税制と社会保障制度を 一本化する改革案

—タックス・クレジット・システム案—

(イギリス)

バーバー蔵相が、「戦後、少なくとも4半世紀間における、税制および社会保障制度の最大改革」とのべた「タックス・クレジット・システム案」が10月10日政府によりグリーン・ペーパーとして公表された。 ("Proposals for a Tax-Credit System" Oct. 1972. HMSO Cmnd. 5116) 本構想の提案については、去る3月の予算演説に盛りこまれた。(既に本誌No. 19で紹介した。)

本案は、5年後に実施される予定であり、所得税の源泉徴収方式 PAYE を廃止し、主な人的税控除 Personal Tax allowances 家族手当および家庭所得補足給付 Family Income Sup-

plement をこのタックス・クレジットに代替せんとするものである。本構想には13億ポンドの費用が見込まれ、大部分の年金受給者を含む数百万に及ぶ生活困窮者の所得引上げをねらいとするものである。

構想の骨子

本制度の適用をうける者は本人およびその家族について全く新しい形式によるタックス・クレジットをうけることになる。このタックス・クレジットは所得税の主な人的控除と家族手当に代るものとなる。本制度の実施時期まではこのクレジットのレベルを



定めることはできないであろう。しかし、このグリーン・ペーパーでは例示的にそのクレジットの水準を単身者4ポンド、配偶者のある男子6ポンドならびに1子につき2ポンドを仮定した。

これらのクレジットは、通常、被用者および使用者を通じてうけとる企業年金受給者に適用されることになる。国民保険諸給付の受給者または一時的な離職者については、前者は保健・社会保障省、後者は雇用省を通じて適用されることになる。だが、児童のクレジットが父親または母親のいづれに支払われるべきかについては、全く未決定事項として残している。

本制度の適用をうける各人には、資格を有するクレジットの総額について本人に知らせる通知書(クレジット・カード)が交付されることになる。本人はこれをその使用者に供与するか、年金、給付またはその他の該当する支給をうけている者から関係機関の用に供し、賃金などの支払いの際、使用者または他の支払いをする者は30%の税率で税額を差引く。

この税とは反対に、使用者は納税者に資格を付与されたクレジットの総額をセットすることになる。もしクレジットが税をこえればその差額が納税者に支払われることになるが、もし税がクレジットをこえればその差額が源泉徴収方式と全く同様に税引き Tax Reduction 分を示すことになる。

すなわち、クレジットは2つの異なった機能を果すことになる。まづ第1に、クレジットは現行の所得税控除と同様に、勤労所得、年金または国民保険諸給付から差引かれる税の一部または全部を相殺することによって、家族状況により所得税の納税負担を累進的にすることになる。第2に、クレジットは税控除が果さない役割を果すことになる。クレジットは自動的に毎週支払われることになるから、クレジットが納税負担額をこえる程度まで一種の付加的所得となる。もし全課税年に対するクレジットがその年についての納税額をこえれば、クレジットは一種の社会的給付となり新しい所得維持の手段を提供することになる。

税に対置して組込まれたクレジットが完全

に活用されなかった期間においては、使われなかったクレジットは賃金または俸給の追加として支払われることになる。すなわち、使われないクレジットを繰越す必要はなくなる。これが現行システムと異なるところである。

この抜本的なタックス・クレジット案は、所得税体系の簡素化をはかりながら、他方、政府の貧困対策における重要な武器とみなされる新らしい家族扶養システム family support system の導入を意図している。

本制度の対象は、強制的な国民保険拠出を納めるに足る勤労所得(現在、週8ポンド以上)を有する全被用者、主な国民保険給付の受給者(疾病、失業、寡婦、障害の諸給付および退職年金の受給者)の全部ならびに60歳以上の大部分の企業年金受給者となる。自営業者(主な国民保険給付の一をうけている場合を除く)ならびに週8ポンド未満の所得しかない被用者は除外される。

現在価格で週8ポンド以上の勤労所得を有するすべての被用者は全所得につき30%の税率による税を納めることになる。しかし、納

税義務に対しクレジットがセットされることになる。もしクレジットが税よりも多ければその差額が追加所得として支払われることになる。

タックス・クレジットは3本立——単身者、夫婦および被扶養児童——の定額で支払われることになる。児童を扶養する義務のある片親は夫婦レートによるクレジットの資格がある。働いている妻は単身者のクレジットよりも低いレベルでの勤労所得控除をうけることになる。

採用されるクレジットの実際のレベルは本案施行の時に決定されることになる。グリーン・ペーパーでは現行の諸控除額を上回る価値に定めるものとしているが、例示的に、単身者4ポンド、夫婦6ポンド、1子につき2ポンド(年齢に関係なく)のクレジットを設定している。

政府の意図と批判

このシステムは、所得税と社会保障の両システムをリンクさせ、ミーンズ・テストの縮少と自動的給付の実現を意図する、抜本的改

**被用者に対するタックス・
クレジット・システムの具体例**

	遇所得 a	現 在 の 実質所得 による税 ※額	タックス・クレジット ・システムによる 30%税率 による税 クレジット 実質所得 (a - b) (a + c)		
			10	10	3
			15	13.93	4.50
单身者	20	17.43	6	4	18
	25	20.93	7.50	4	21.50
	30	24.43	9	4	25
	35	27.93	10.50	4	28.50
	50	38.43	15	4	39
	100	73.43	30	4	74
夫婦2人(子なし)	10	10	3	6	13
	15	14.97	4.50	6	16.50
	20	18.47	6	6	20
	25	21.97	7.50	6	23.50
	30	25.47	9	6	27
	35	28.97	10.50	6	30.50
	50	39.47	15	6	41
	100	74.47	30	6	76
夫婦と11歳未満の2子	10	15.90	3	10	17
	15	19	4.50	10	20.50
	20	21.50	6	10	24
	25	24.56	7.50	10	27.50
	30	28.06	9	10	31
	35	31.56	10.50	10	34.50
	50	42.06	15	10	45
	100	77.06	30	10	80

	a	※	b	c	$\frac{(a - b)}{+ c}$
夫婦と4子	10	17.90	3	14	21
	15	22	4.50	14	24.50
	20	24.50	6	14	28
	25	27.90	7.50	14	31.50
11歳未満の2子	30	31.48	9	14	35
	35	34.98	10.50	14	38.50
	50	45.48	15	14	49
	100	80.48	30	14	84

(注) ※週実質所得は所得税を差引き家族手当および家庭所得補足給付(FIS)を加えた金額。家族手当およびFISは現行レートとして仮定。所得税は1973年4月6日施行予定の統合控除と基礎レートにもとづいて計算。

国民保険は算入せず。

革を意味する。その実現には5年の歳月を要するとされる。このことは、その成否が野党の協力にかかっていることを意味する。バーバー蔵相は、野党が政府を支持してくれることを期待するとのべている。しかし、もし本案の実現性が認められればその時間は短縮されるともいえる。経済成長とともに、本案の

費用に要する13億ポンドの捻出は可能であろうとし、本改革実現の利益は莫大なものであるからその位の費用は捻出されねばならないとする。所得税体系の簡素化により、公務員数を1万~1万5千人減らせるので行政費の節約が期待されている。

<その批判>

労働党の影の蔵相である Denis Healy 氏は、昨日、テレビのインタビューで次のように述べた。「グリーン・ペーパーは、貧困者が富裕者以上に利益をうけるように印象づけているが、示された数字によるとすべての人々が全く同じ利益をうけるものであり、生活保護の受給者には何の影響もない。13億ポンドの財源についても沈黙している」「本案は、ミーンズ・テストを廃止するどころか、47種類にのぼるミーンズ・テストによる諸給付のうちの僅か一つ（現在の政府が導入した家庭所得補助給付）にしか影響がない」とし、期待はづれの大インチキであると非難している。

「ザ・タイムズ」紙の論説要旨

「政府がグリーン・ペーパーとして提案しているタックス・クレジット・システムは、

税および社会保障の両部門における、大きな価値をもつ改革のポテンシャルをもっている。それは、1943年のPAYE導入以来の税制における最大のラジカルな変革——構造の簡素化と行政費の節約——をもたらすものであろう。それは、これまでサゼストされたいかなる方法におけるよりも、少いコストでもって最もニードを要する者の多くに助けをもたらすことになる。また、ミーンズ・テストを増やすことなく、高所得者の利益を損うことなく、その目的を達成することになる。さらに、いまはじめて、税と社会保障の両組織を一体化せんとするものである。

仔細に検討すれば、多くの予期しないおとし穴が露呈されるであろうことは確かである。

しかし、大事なことは、きわめて多くのポテンシャルをもつプランに対しては建設的な意図をもって検討さるべきであるということである。

本制度の適用をうけない自営業者に関する問題や投資利益に関する問題に関して、混乱が予想される。しかし、もしこれらが超克さ

れるならば、新らしい所得税システムは藏相の経済的武器として大きなものを加えるだろう。

社会保障における主な利点は、現在、税控除の利益をうけていない非課税ギリギリの階層に対して利益を与えることにある。この制度の適用をうけるすべての人のすべての所得が、どんなに貧しかろうと、課税対象となるとしても、低所得層は結局のところ利益をうけることになる。しかし、補助給付の受給者には影響がないので、その多くは今までの生活より豊かになることにはならない。この制度のうち最も価値ある副次効果の1つは、すべての受給資格者に対し自動的に支給される点であろう。多くの人々、とくに老人たちにとって、ミーンズ・テストによる扶助を申請することがなくなり、権利としてのヘルプを取得するという点において心理的な利点のあることである。母子家庭や貧困児童についても大きな助けとなることである。現行家族手当の対象となっていない第1子にも平等に助けとなることである。

したがって、全般的にみて、本案は大きな

ポテンシャルをもつものである。しかし、完全ではない。それは、自営業者あるいは国民保険給付の受給資格のない補助給付受給者をカバーしないことである。そのかぎりでは、貧困を減少しても除去することにはならないことは明らかである。その次には、費用という難かしい問題がある。この案には巨額な費用が必要である。その費用は、クレジットのレベルを低めることによって、縮減され、あるいはその一部を富裕者への高率課税によって賄われよう。しかし、これを行なうことは社会的給付を引下げるか、中産および高所得階層の利益を損うことなしには実現されそうにもない」

The Times, 11 Oct. 1972.

(田中 寿 国立国会図書館)